

# 大阪広域環境施設組合公金取扱金融機関事務取扱規程

制 定 平成 27 年 4 月 1 日

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規程は、別に定めるものを除くほか、地方自治法施行令第 168 条に規定する指定金融機関における、大阪広域環境施設組合（以下「組合」という。）の公金の出納並びに有価証券の出納保管に関する事務の取扱いについて定めることを目的とする。

### (公金の定義)

第 2 条 この規程において、公金とは組合が定める納入に関する書類により指定金融機関に納付された収納金（有価証券を含む。）で、指定金融機関において預金として整理される以前の送金途上のもの並びに預金として整理された歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金及び小切手支払未済資金をいう。

### (証拠書類の保管)

第 3 条 指定金融機関における収納及び支払に関する証拠書類及び帳簿は、1 年間保存しなければならない。

2 前項の証拠書類の保存期間は取り扱った日の属する年度の翌年度 4 月 1 日から起算するものとする。

### (秘密の保持等)

第 4 条 指定金融機関は、公金の取扱いにあたり知り得た事項を漏らし、または他の目的に利用してはならない。

## 第 2 章 指定金融機関

### 第 1 節 通則

#### (公金の出納)

第 5 条 指定金融機関は、第 8 条に掲げる納入に関する書類によって納入義務者より現金（現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。）を収納し、会計管理者の支払の通知によって公金の払出しをしなければならない。

#### (印鑑の届出)

第 6 条 指定金融機関は、公金の収納又は支払に使用する印判（以下「出納印」という。）をあらかじめ会計管理者に届け出なければならない。これを変更する場合もまた同様とする。

### 第 2 節 収納

#### (組合の収納金)

第 7 条 組合の収納金は、使用料、手数料、財産収入、諸収入、補助金、分担金、負担金等とする。

#### (納入に関する書類)

第 8 条 納入に関する書類は次に掲げるものとし、組合の規定様式によるものとする。

- (1) 納入通知書
- (2) 納付書
- (3) 返納通知書

(取扱いできない納入に関する書類)

第9条 前条に掲げる書類であっても次に掲げる納入に関する書類は、指定金融機関において取り扱うことができない。

(1) 納入に関する書類の所定欄に押印のないもの

(2) 納入に関する書類の金額を訂正、塗抹若しくは改ざんし、又はその疑いのあるもの

(収納の手続)

第10条 指定金融機関は、納入に関する書類の各片の金額及び記載事項等の一致を確認し、各片の領収日付印欄に領収印を押捺の上、領収証書を納入人に交付しなければならない。

(収納金の処理)

第11条 指定金融機関は、自行取扱分のうち、大阪府内の営業所において収納した収納金は、収納日を含め3営業日目(大阪府外の営業所において収納した収納金は、収納日を含め5営業日目)以内にその日の収入に計上しなければならない。

(振込金の収納処理)

第12条 指定金融機関は、納入義務者からの振込金については、会計管理者が提出する当該振込金にかかる納付書をもって確認し、速やかに組合の普通預金口座に振り替え、その日の収入に計上しなければならない。

(小切手等証券の収納手続)

第13条 指定金融機関は小切手等証券を収納したときは、納入に関する書類に「証券受領」の表示をし、これをその日の証券収入として計上し、遅滞なくその支払人に呈示して支払を受けなければならない。

2 納付に使用できる証券は次に掲げるもので、納付金額を超えないものでなければならない。

(1) 持参人払式の小切手又は会計管理者若しくは指定金融機関(以下本条において「会計管理者等」という。)を受取人とする小切手で、支払人が会計管理者等所在地手形交換所加盟金融機関又はこれに代理交換の委託をしている金融機関であり、支払地が会計管理者等所在地手形交換所決済参加地域内であって、振出しの日から起算して10日以内に支払のための呈示をすることができるもの

(2) 会計管理者等を受取人とする振替払出証書又は持参人払式の為替証書若しくは会計管理者等を受取人とする為替証書で、有効期間内に支払の請求をすることができるもの

(3) 無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札で支払期日の到来したもの

3 前項第1号に規定する小切手であっても、その支払が確実にないと認めるときは、その受領を拒絶することができる。

(旧年度収入の不渡りに係る公金出納日計表の記簿方法)

第14条 指定金融機関は5月末日までに収納した証券収入で、6月1日以降に不渡りとなったもののうち、旧年度の収入に属するものについては、公金出納日計表の5月31日の次葉に、6月の第4営業日にまとめて朱書しなければならない。

(口座振替による収納手続)

第15条 口座振替による収納手続については別に定めるところによる。

### 第3節 支払

(窓口支払の手続)

第 16 条 指定金融機関は、会計管理者の振り出した小切手の呈示又は会計管理者から支払の通知及び組合の公共料金にかかる納付書類を受けたときは、債権者に対し現金を支払うものとする。

2 前項の支払の通知は、持込票（様式第 12 号）及び払戻請求書（金融機関所定様式）で行う。

3 持込票が次の各号に該当する場合には、支払前に会計管理者に返却しなければならない。

(1) あらかじめ組合より通知を受けた会計管理者又は会計職員の認印のないもの

(2) 支払金額に訂正若しくは改ざんのあとがあり、又はその疑いのあるもの

4 支払について支払日の 2 営業日前までにその金額について金種内訳表により通知を受けたときは、当日の支払に支障のないよう準備しなければならない。

5 支払の完了した持込票については、会計管理者に返付しなければならない。

6 第 1 項の支払に必要な資金は、組合の普通預金口座から引き落とすものとし、請求書は徴しないものとする。

ただし、小切手支払資金については、第 20 条第 1 項及び同条第 2 項によることとする。

（隔地払の手続）

第 17 条 指定金融機関は、会計管理者より隔地払の持込票を受けたときは送金小切手を作成し、会計管理者に提出しなければならない。

2 小切手振出し日付から 1 箇年を経過した後は債権者に対して支払うことができない。

この場合、指定金融機関はその送金を取り消した上、会計管理者に隔地払（銀行送金）取消通知書（第 1 号様式）を提出し、会計管理者の支払未済金についての戻入の指示に従わなければならない。

3 前 2 項の経過を明らかにするため、隔地払整理簿（第 2 号様式）を備え、隔地払に係る資金の収支を整理しなければならない。

（口座振替の手続）

第 18 条 指定金融機関は、会計管理者より口座振替の支出に係る依頼（口座振替の内容を記録した電磁的記録媒体又は組合事務室内に設置しているパソコンを利用したデータ伝送及び金融機関所定様式の口座振替依頼書）を受けたときは、債権者が指定する金融機関の営業所に口座振替の手続をした上、口座振替支払合計明細書に振込済印（出納印）を押印し、会計管理者に提出しなければならない。

2 前項の手続において、当該債権者の預金口座が不明の場合は、即刻会計管理者に口座振替不能通知を書面により行い、その指示に従わなければならない。

3 前項の指示は、会計管理者が発する会計管理者の公印を押捺した口座振替組戻・訂正依頼書（金融機関所定様式）により行う。

#### 第 4 節 預金

（公金の受入れ）

第 19 条 指定金融機関は、組合の公金を会計管理者の指示により当座預金口座、別段預金口座又は普通預金口座に受け入れなければならない。

（預金の振替）

第 20 条 公金出納日計表（第 3 号様式）により報告される小切手振出額については、小切手を振り出すつどその振り出し額を組合の普通預金口座から当座預金口座に振替しなければならない。当座預金額は前日までの振出済小切手未払額に小切手振出額を加え、小切手支払額を差

し引き計上する。

- 2 指定金融機関の変更に伴い、変更前の指定金融機関は自行を支払人として振り出された会計管理者名義の小切手が6月1日以降すべて支払済となるまで、小切手支払額・未済額報告書(第4号様式)を日々作成の上、変更後の指定金融機関に提出するものとし、変更後の指定金融機関は自行分についても同様に作成の上、変更前の指定金融機関のものと併せて公金出納日計表に添付して会計管理者に提出しなければならない。

## 第5節 有価証券

(有価証券等の出納保管)

第21条 指定金融機関は組合所有有価証券及び保管有価証券(保証金代用証券等をいう。)の出納については納入に関する書類によらなければならない。

なお、現物の保管は保護預り証書の整理番号にしたがって会計管理者からの預り品であることを明確に区分整理し、納入に関する書類の原符を貼付の上保管しなければならない。

(有価証券の受入れ)

第22条 指定金融機関は組合所有有価証券及び保管有価証券を受け入れたときは、有価証券現在高照合簿(第5号様式)に記載するとともに、組合所有有価証券は組合所有有価証券保護預り証書(第6号様式)、保管有価証券は保管有価証券保護預り証書(第7号様式)に証券種類等の所定事項を記入の上、会計管理者に提出しなければならない。

(有価証券の払出し)

第23条 指定金融機関は、組合所有有価証券及び保管有価証券の払出しについては会計管理者からの保管有価証券払出通知票(第8号様式)により準備し、会計管理者の領収印を押捺した保護預り証書と照合確認の上、有価証券現在高照合簿に記簿して行わなければならない。

## 第6節 入札保証金及び契約保証金

(入札保証金の取扱い)

第24条 指定金融機関は入札保証金については、会計管理者からの入札執行の日時及び還付に必要な認印等の通知がなければ、これを取り扱うことができない。

- 2 前項の入札保証金の出納の取扱いは次の各号の定めるところによらなければならない。

- (1) 入札保証金は、組合所定の入札保証金納付書により指定金融機関の一時預り金として受け入れ、納付書の受入日付欄には領収印を押捺して当該納付書を納入に返付すること

- (2) 入札保証金は、入札を行った局の「要還付」の認印のある前号の納付済の入札保証金納付書により納入から還付請求を受けたときに限り、あらかじめ通知を受けている事務局長の認印と当該納付書の「要還付」の入札人とが各々同一であることを照合確認の上、領収証書欄に受取人の住所、氏名並びに領収印を徴し、これを還付すること。

(契約保証金の取扱い)

第25条 指定金融機関は既納の入札保証金を申込保証金又は契約保証金に充当する場合には入札保証金を前条第2項第2号に基づいて還付し、同時にこれを申込保証金又は契約保証金の納入通知書により収納しなければならない。この場合において、入札保証金の額が申込保証金又は契約保証金の額を下回るときはその差額を入札保証金に加えて収納しなければならない。

- 2 指定金融機関は、既に収納した申込保証金又は契約保証金は第16条又は第18条に定める手続きによらなければ、納入者へ還付することができない。

## 第7節 報告

### (現金出納資料)

第26条 指定金融機関は、現金出納資料を備え、公金の収入額、支出額を把握しなければならない。

2 現金出納資料には、日々の収入額、支出額及びその残高並びに証券収入を記載しなければならない。

### (公金出納日計表)

第27条 指定金融機関は、次の各号により公金出納日計表2通を作成し、翌営業日に会計管理者に報告しなければならない。

(1) 現金出納資料に基づいて収入、支出及び残高の各欄に記入すること

(2) 小切手振出額、小切手支払額及び振出済小切手未払額（前日、本日）を記入すること

(3) 振出済小切手未払額の本日残高はこれを当該日における公金残高に含めること

(4) 指定金融機関の変更に伴う小切手欄の記載については、第20条第2項によること

(5) 5月31日における公金出納日計表の作成については6月の第4営業日に不渡額を差し引いた公金出納日計表を新たに作成し、先に提出した5月31日付の公金出納日計表と差し換えること

2 指定金融機関は会計管理者が行う締切照合事務の終了後、会計管理者の認印済の公金出納日計表1通を受領するものとする。

### (小切手未払報告書)

第28条 指定金融機関は毎月10日現在で、前月末日までに会計管理者が振り出した小切手のうち未払のものについては、小切手未払報告書（第9号様式）により小切手の額面、受取人及び発行番号等を毎月15日（当日が休業日に当たる場合は前営業日）までに会計管理者に報告しなければならない。

## 第8節 雑則

### (指定金融機関における事務取扱い)

第29条 収納事務のみを取り扱う指定金融機関の営業所における収納金の取りまとめ及び処理は、第11条によるものとする。

第30条 指定金融機関は、公金取扱契約に規定する手数料の請求については次のとおり行うこととする。

	取扱期間	請求月日 (当日が休業日の場合は前営業日)	請求者	請求先	請求書様式	手数料受領日 (当日が休業日の場合は前営業日)
公金収納 取扱手数料	3月1日 ～8月末日	9月10日	指定金融機関	管理者	第11号様式	9月25日

	9月1日 ～2月末日	3月10日	指定金融機関	管理者	第11号様式	3月25日
--	---------------	-------	--------	-----	--------	-------

(指定金融機関の帳簿)

第31条 指定金融機関は毎年度、次の帳簿により公金の出納及び有価証券の出納保管を明らかにしなければならない。

- (1) 公金出納日別管理簿 (第13号様式)
- (2) 隔地払整理簿 (第2号様式)
- (3) 有価証券現在高照合簿 (第5号様式)

(指定金融機関の諸表)

第32条 指定金融機関は、次の諸表を作成して会計管理者に提出しなければならない。

- (1) 隔地払 (銀行送金) 取消通知書 (第1号様式)
- (2) 公金出納日計表 (第3号様式)
- (3) 小切手支払額・未済額報告書 (第4号様式)
- (4) 組合所有有価証券保護預り証書 (第6号様式)
- (5) 保管有価証券保護預り証書 (第7号様式)
- (6) 小切手未払報告書 (第9号様式)
- (7) 受入小切手明細表 (第10号様式)
- (8) 公金収納取扱手数料請求書 (第11号様式)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

様式一覧表

- |        |                  |
|--------|------------------|
| 第1号様式  | 隔地払 (銀行送金) 取消通知書 |
| 第2号様式  | 隔地払整理簿           |
| 第3号様式  | 公金出納日計表          |
| 第4号様式  | 小切手支払額・未済額報告書    |
| 第5号様式  | 有価証券現在高照合簿       |
| 第6号様式  | 組合所有有価証券保護預り証書   |
| 第7号様式  | 保管有価証券保護預り証書     |
| 第8号様式  | 保管有価証券払出通知票      |
| 第9号様式  | 小切手未払報告書         |
| 第10号様式 | 受入小切手明細表         |
| 第11号様式 | 公金収納取扱手数料請求書     |
| 第12号様式 | 持込票              |
| 第13号様式 | 公金出納日別管理簿        |

隔地払（銀行送金）取消通知書

金額	百万	千	円	送金先 金融機関	銀行	支店	
債権者	住所 氏名						
送金内容 ※							
送金月日 年 月 日				支払期限 年 月 日			
<p>上記金額未払につき送金を取り消します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大阪広域環境施設組合会計管理者 様</p> <p style="text-align: right;">大阪広域環境施設組合指定金融機関</p>							
年度	会計	部別	支出命令番号	款	項	目	節
※印記入不要							





第3号様式（組合控）

会計管理者	課長	課長代理	担当係長	係員

大阪広域環境施設組合公金出納日計表

年 月 日 分

摘要	収入			支出		組合口座	本日残高（円）
	枚数	金額（円）	内証券収入	枚数	金額（円）		
収 支 命 令 書 執 行 額	一般会計					普通預金（会計管理）	
	歳計外会計					普通預金（歳計外）	
						当座預金	
	合計					合計	

公金出納額（円）	前日残	本日収入	内証券収入	本日支払

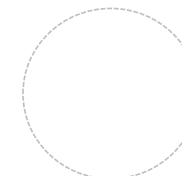
小 切 手	小切手振出額（-）	振出済小切手 未払額	前日	
	小切手支払額（+）		本日	

上記のとおり出納しました。

大阪広域環境施設組合会計管理者 様

年 月 日

大阪広域環境施設組合指定金融機関



第3号様式（指定金融機関控）

大阪広域環境施設組合公金出納日計表

年 月 日 分

摘要	収入			支出		組合口座	本日残高（円）
	枚数	金額（円）	内証券収入	枚数	金額（円）		
収 支 命 令 書 執 行 額	一般会計					普通預金（会計管理）	
	歳計外会計					普通預金（歳計外）	
						当座預金	
	合計					合計	

公金出納額（円）	前日残	本日収入	内証券収入	本日支払

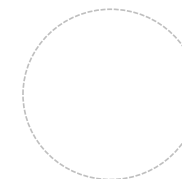
小切手	小切手振出額（-）	振出済小切手 未払額	前日
	小切手支払額（+）		本日

上記のとおり相違ないことを認めます。

大阪広域環境施設組合指定金融機関 様

年 月 日

大阪広域環境施設組合会計管理者



第4号様式

小切手支払額・未済額報告書

年 月 日

大阪広域環境施設組合  
会計管理者 様

大阪広域環境施設組合指定金融機関

振 出 額 (+)		円
支 払 額 (-)		円
振出済小切手	前 日	円
	本 日	円
未 払 額		円



所属名

第6号様式

No. \_\_\_\_\_

組 合 所 有 有 価 証 券 保 護 預 り 証 書

内訳は裏面のおり

額面金額

円也

上記額面の有価証券を大阪広域環境施設組合公金取扱契約にもとづき本日お預りしました。

年 月 日

大阪広域環境施設組合  
会計管理者 様

大阪広域環境施設組合指定金融機関

印

第6号様式（裏面）

預り有価証券明細						内戻明細			出納
証券種類	利率	額面	枚数	記番号	銀行認印	年月日	記番号	内戻額	認印

表記の有価証券は本日全部受領いたしました。

大阪広域環境施設組合指定金融機関

様

年 月 日

大阪広域環境施設組合会計管理者

印

所属名

No. \_\_\_\_\_

保管有価証券保護預り証書

ただし

様納

内訳は裏面のとおり

額面金額

円也

上記額面の有価証券を大阪広域環境施設組合公金取扱契約にもとづき本日お預りしました。

年 月 日

大阪広域環境施設組合  
会計管理者 様

大阪広域環境施設組合指定金融機関

印

第7号様式（裏面）

預り有価証券明細						内戻明細			出納
証券種類	利率	額面	枚数	記番号	銀行認印	年月日	記番号	内戻額	認印

表記の有価証券は本日全部受領いたしました。

大阪広域環境施設組合指定金融機関

様

年 月 日

大阪広域環境施設組合会計管理者

印





第9号様式

小切手未払報告書 ( 年 月分)

大阪広域環境施設組合  
会計管理者様

大阪広域環境施設組合  
指定金融機関

年 月 日現在

提出月日	番 号	金 額	支 払 先	備 考

毎月10日現在で、前月末日までに会計管理者が振り出した小切手のうち、未払分のみ記載し、毎月15日（当日が休業日の場合は前営業日）までに会計管理者へ提出すること

受入小切手明細表

年 月 日

大阪広域環境施設組合会計管理者 様

大阪広域環境施設組合指定金融機関

収入区分		枚数	金額	備考
	一般会計			

※ 枚数は証券の枚数を記入すること。

第 11 号様式

大阪広域環境施設組合  
公 金 収 納 取 扱 手 数 料 請 求 書

年 月 日

大阪広域環境施設組合  
管理者様

大阪広域環境施設組合  
指定金融機関

次のとおり請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円也  
(うち消費税 円)

ただし、自 年 月 日 至 年 月 日

\_\_\_\_\_ 会計公金収納取扱手数料

受取方法

1 窓口払

2 口座振替

銀行

支店

預金種目

口座番号

フリガナ  
口座名義

第 12 号様式

持 込 票

年度	発行日	支払予定日	年月日			
	年月日					
受付日		払出口座				
年月日		( 会計管理口 ・ 歳計外管理口 )				
所属		会計 確認欄				
		課長	課長代理	係長	係員	
支出命令番号						
支出命令額						
表 題						
添付資料	納付書					
債権者						

大阪広域環境施設組合公金出納日別管理簿

年 月 日 分

摘要		収入			支出		組合口座	本日残高 (円)
		枚数	金額 (円)	内証券収入	枚数	金額 (円)		
収 支 命 令 書 執 行 額	一般会計						普通預金(会計管理)	
	歳計外会計						普通預金(歳計外)	
							当座預金	
	合計						合計	

公金出納額 (円)	前日残	本日収入	内証券収入	本日支払

小 切 手	小切手振出額(-)	振出済小切手 未払額	前日
	小切手支払額(+)		本日